

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について

平成 2 2 年 4 月 1 日
厚生労働省医薬食品局審査管理課
経済産業省製造産業局化学物質管理課
環境省環境保健部環境安全課

平成 2 2 年 2 月 5 日（金）付けで「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見公募を行いましたところ、以下のとおりご意見をいただきました。ご意見及びご意見に対する考え方をとりまとめましたので公表いたします。

今回ご意見等をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

1．実施期間等

募集期間：平成 2 2 年 2 月 5 日（金）～平成 2 2 年 3 月 6 日（土）

告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び厚生労働省・経済産業省・環境省ホームページに掲載

意見提出方法：電子メール、郵送、FAXのいずれか

2．ご意見の提出件数

3 件（1 名）

3．ご意見の概要及びご意見に対する考え方

別紙のとおり。

4．問い合わせ先

厚生労働省医薬食品局審査管理課

TEL：03-5253-1111（内線 2424）

経済産業省製造産業局化学物質管理課

TEL：03-3501-1511（内線 3691）

環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課

TEL：03-3581-3351（内線 6358）

番号	省令案の該当箇所	ご意見等の概要	ご意見等に対する考え方
1	様式第一 (第5条関係)	廃棄物の処理方法の欄は、事業所内での廃棄物の処理方法を記載する欄だと思われるが、提示された様式のままであると、廃棄物処理業者での処理方法とも読めることから、廃棄物の処理方法の欄に、当該事業所内での廃棄物の処理方法と明記してほしい。	廃棄物の処理方法欄については、当該事業所の外へ移動した第一種指定化学物質を含む廃棄物の事業所外での処理方法に係る事項であるため、事業所内での廃棄物の処理方法を記載するものではありません。
2	様式第一 (第5条関係)	廃棄物の処理方法の選択肢の「06 最終処分」について、「最終処分」とは埋立処分を意味しているのか。埋立処分ということであれば、移動量ではなく排出量に計上することになると思うので、埋立処分を意味しているということであれば選択肢の削除、他の解釈であれば具体的な表現としてほしい。	ここでは、最終処分として事業所の外での埋立処分及び海洋投入処分を想定しております。廃棄物の処理方法欄については、当該事業所の外へ移動した第一種指定化学物質を含む廃棄物の事業所外での処理方法について記載することを求めており、排出量として届け出る事業所内での埋立処分に関して記載を求めるものではありません。
3	その他	今回の省令改正を踏まえた算出・届出マニュアルの改訂版を発行されたい。	次回のPRTR届出の手引きやPRTR排出量等算出マニュアルの改訂に際しては、今回の省令改正を踏まえた内容としていく予定です。